

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

余市町の人口は19,088人であり、その内65歳以上の高齢者は7,325人と人口の38.74%を占めている。平成27年国勢調査による人口は19,607人であったが、平成22年調査時より7.7%の減少と、社会的な少子高齢化の中、本町も過疎化は進行している状況にある。

産業は農業が基幹産業であり、リンゴ、ブドウ、梨などの生産では全道一である。

また、漁業についても、年間漁業生産高は2,712トンに上り、後志管内における全生産高の概ね1割を占めており、豊富な農水産物に恵まれる地域特性を生かした食料品製造業は本町製造業の76%になる。一方、本町の産業を支える中小企業者等の事業所は、経済センサスによると、平成21年の1,084箇所から平成26年には989箇所と減少している。

(2) 目標

余市町では、中小企業者の労働生産性の向上を図るべく、付加価値の高い製品の生産を行うために行う生産設備の一新、または作業効率を向上させる設備導入を促進するため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

余市町の産業は、農業と水産業、そして豊富な農水産資源を活用した食料品製造業など、多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

余市町の産業は町内に点在して立地していることから、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

余市町の産業は、農業と水産業、そして豊富な農水産資源を活用した食料品製造業など、多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (2) 設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価の不利にならないものとする。
- (3) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。